

	<p>金属加工機械</p> <p>(1) ベンディングマシン（ロール式のものであって原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上 3.75 キロワット未満のもの）</p> <p>(2) 機械プレス（呼び加圧能力が 147 キロニュートン以上 294 キロニュートン未満のもの）</p> <p>(3) せん断機（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上 3.75 キロワット以上のもの）</p>
2	<p>空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満のもの）</p>
3	<p>木材加工機械</p> <p>(1) チッパー（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のもの）</p> <p>(2) 帯のこ盤（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 15 キロワット未満のもの）</p> <p>(3) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上 15 キロワット未満のもの） （木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット 2.25 キロワット未満のもの）</p> <p>(4) かな盤（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のもの）</p>
4	<p>麺類の製造の用に供する乾燥施設（バーナー燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上 50 リットル未満のもの）</p>
5	<p>クーリングタワー（施設の原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のもの）</p>
6	<p>コルゲートマシン</p>

	8時から18時まで	6時から8時まで 18時から22時まで	22時から6時まで
第1種区域	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	55 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	65 dB	60 dB	50 dB
第4種区域	70 dB	65 dB	55 dB

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、  
第2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域

第4種区域：工業地域、工業専用地域

※第2種区域、第3種区域、第4種区域内にある学校、保育所、病院や診療所、図書館、  
特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における規制基  
準値は5dBを減じた値。